

嘉手納爆音 訴訟原告団

9月にも対米提訴

18.5.28 読者

【中部】第3次嘉手納爆音差し止め訴訟原告団（新川秀清団長）は日本政府に対する訴訟に加え、9月にも米国政府に対し、米軍機の飛行差し止めと爆音被害への損害賠償を求める訴訟を起す。27日に行なわれた石川会館で開いた定期

総会で承認された。爆音被害についての対米訴訟は2000年の第2次訴訟以来2度目。住民側弁護団の池宮城紀夫団長は「国際法上、国を訴えられない（主権免除の）原則があるが、それをとせないための理窟構築をしていく」と話した。

00年の対米訴訟では、主権免除を理由に米側へ訴状が送達されず、一度も審理が開かれぬまま05年に訴えが却下された。だが09年に商取引や雇用契約などについて主権免除されない場合を規定した「外国等に対する我が国の民事裁判権に

関する法律（通称・主権免除法）」が施行された。今回の対米訴訟は、同法施行以来、爆音被害に対する損害賠償などについて米国に日本の民事裁判権が及ぶかを問う初めての訴訟となる。

米政府を提訴へ

嘉手納爆音 9月にも



カンパロー三唱で氣勢を上げる原告団
＝うるま市石川会館大ホール

【うるま】第3次嘉手納基地爆音差し止め訴訟原告団（新川秀清団長）は27日、うるま市石川会館大ホールで2012年度定期総会を開いた。米国に爆音差し止めと損害賠償を直接求める新たな訴訟を、9月にも起

こすことなどを盛り込んだ本年度の活動方針を決めた。現在係争中の訴訟は日本政府が被告。対米訴訟は原告数を現訴訟の約2万2千人から絞り込み、100人程度にすることを想定して

いる。

第2次訴訟は一つの裁判の中で日米両政府を被告としたが、今回は日本政府を優先して昨年4月に提訴していた。第2次訴訟では、外国政府の公的な活動には原則として日本の民事裁判権が及ばないとするいわゆる「主権免除論」に基づき、米国政府への訴えは退けられている。

総会ではそのほか、現訴訟の中で国が「移転補償を使わずに住み続ける住民は騒音を甘受すべきである」などと主張したことへの批判などを盛り込んだ宣言を採択。普天間飛行場の嘉手納基地への統合案や、普天間へのオスプレイ配備にも反対を打ち出した。